

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和6年10月版）」として、令和6年10月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
I 土木工事共通仕様書 (本文)		
第1編 共通編 第1章 総則	第1編 共通編 第1章 総則	
<p>第1節 総則 1-1-1-22 建設副産物 1～8 (省略)</p> <p><u>9. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</u> <u>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>10. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>11. 受注者は<u>工事現場において</u>再生資源利用(促進)計画書を書面または映像(デジタルサイネージ)により公衆の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p> <p>12. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。 ※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	<p>第1節 総則 1-1-1-22 建設副産物 1～8 (省略)</p> <p>9. 受注者は再生資源利用(促進)計画書を書面または映像(デジタルサイネージ)により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p> <p>10. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。 ※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	I-1-1-17 (I-1-1-17) ■諸基準類の改定に伴う変更 ◎
<p>1-1-1-31 週休二日の対応 受注者は、<u> </u>週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、<u>土日を休日とする</u>4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が<u>交替</u>しながら<u>月単位</u>で4週8休以上の休日を確保<u>するものであり、その実施に努めなければならない。</u></p>	<p>1-1-1-31 週休二日の対応 受注者は、可能な限り週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</p>	I-1-1-25 (I-1-1-25) ■諸基準類の改定に伴う変更 ◎

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)																																																																																																						
<p>1-1-1-41 諸法令の遵守</p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(10) 健康保険法</td> <td style="width: 30%;">(令和5年5月改正 法律第31号)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td> <td>(令和4年12月改正 法律第97号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 道路交通法</td> <td>(令和5年5月改正 法律第19号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16) 道路運送法</td> <td>(令和5年4月改正 法律第18号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22) 港湾法</td> <td>(令和4年11月改正 法律第87号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(41) 電気事業法</td> <td>(令和5年6月改正 法律第44号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(42) 消防法</td> <td>(令和5年6月改正 法律第58号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(44) 建築基準法</td> <td>(令和5年6月改正 法律第58号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(52) 船員法</td> <td>(令和3年6月改正 法律第75号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(64) 厚生年金保険法</td> <td>(令和5年3月改正 法律第3号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(69) 所得税法</td> <td>(令和5年6月改正 法律第44号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(71) 船員保険法</td> <td>(令和5年5月改正 法律第31号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(73) 電波法</td> <td>(令和4年12月改正 法律第93号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(76) 農薬取締法</td> <td>(令和5年5月改正 法律第36号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(77) 毒物及び劇物取締法</td> <td>(令和5年5月改正 法律第36号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(81) 個人情報の保護に関する法律</td> <td>(令和5年11月改正 法律第79号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</td> <td>(令和5年6月改正 法律第58号)</td> <td></td> </tr> </table>	(10) 健康保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)		(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和4年12月改正 法律第97号)		(15) 道路交通法	(令和5年5月改正 法律第19号)		(16) 道路運送法	(令和5年4月改正 法律第18号)		(22) 港湾法	(令和4年11月改正 法律第87号)		(41) 電気事業法	(令和5年6月改正 法律第44号)		(42) 消防法	(令和5年6月改正 法律第58号)		(44) 建築基準法	(令和5年6月改正 法律第58号)		(52) 船員法	(令和3年6月改正 法律第75号)		(64) 厚生年金保険法	(令和5年3月改正 法律第3号)		(69) 所得税法	(令和5年6月改正 法律第44号)		(71) 船員保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)		(73) 電波法	(令和4年12月改正 法律第93号)		(76) 農薬取締法	(令和5年5月改正 法律第36号)		(77) 毒物及び劇物取締法	(令和5年5月改正 法律第36号)		(81) 個人情報の保護に関する法律	(令和5年11月改正 法律第79号)		(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(令和5年6月改正 法律第58号)		<p>1-1-1-41 諸法令の遵守</p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(10) 健康保険法</td> <td style="width: 30%;">(令和3年6月改正 法律第66号)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td> <td>(令和3年6月改正 法律第69号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 道路交通法</td> <td>(令和4年4月改正 法律第32号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16) 道路運送法</td> <td>(令和2年6月改正 法律第36号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22) 港湾法</td> <td>(令和4年3月改正 法律第7号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(41) 電気事業法</td> <td>(令和4年6月改正 法律第74号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(42) 消防法</td> <td>(令和3年5月改正 法律第36号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(44) 建築基準法</td> <td>(令和4年5月改正 法律第55号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(52) 船員法</td> <td>(令和3年5月改正 法律第43号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(64) 厚生年金保険法</td> <td>(令和3年6月改正 法律第66号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(69) 所得税法</td> <td>(令和4年6月改正 法律第71号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(71) 船員保険法</td> <td>(令和3年6月改正 法律第66号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(73) 電波法</td> <td>(令和4年6月改正 法律第70号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(76) 農薬取締法</td> <td>(令和元年12月改正 法律第62号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(77) 毒物及び劇物取締法</td> <td>(平成30年6月改正 法律第66号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(81) 個人情報の保護に関する法律</td> <td>(令和4年5月改正 法律第54号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</td> <td>(令和2年6月改正 法律第42号)</td> <td></td> </tr> </table>	(10) 健康保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)		(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正 法律第69号)		(15) 道路交通法	(令和4年4月改正 法律第32号)		(16) 道路運送法	(令和2年6月改正 法律第36号)		(22) 港湾法	(令和4年3月改正 法律第7号)		(41) 電気事業法	(令和4年6月改正 法律第74号)		(42) 消防法	(令和3年5月改正 法律第36号)		(44) 建築基準法	(令和4年5月改正 法律第55号)		(52) 船員法	(令和3年5月改正 法律第43号)		(64) 厚生年金保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)		(69) 所得税法	(令和4年6月改正 法律第71号)		(71) 船員保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)		(73) 電波法	(令和4年6月改正 法律第70号)		(76) 農薬取締法	(令和元年12月改正 法律第62号)		(77) 毒物及び劇物取締法	(平成30年6月改正 法律第66号)		(81) 個人情報の保護に関する法律	(令和4年5月改正 法律第54号)		(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(令和2年6月改正 法律第42号)		<p>I-1-1-37 (I-1-1-36)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う変更 △</p>
(10) 健康保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)																																																																																																							
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和4年12月改正 法律第97号)																																																																																																							
(15) 道路交通法	(令和5年5月改正 法律第19号)																																																																																																							
(16) 道路運送法	(令和5年4月改正 法律第18号)																																																																																																							
(22) 港湾法	(令和4年11月改正 法律第87号)																																																																																																							
(41) 電気事業法	(令和5年6月改正 法律第44号)																																																																																																							
(42) 消防法	(令和5年6月改正 法律第58号)																																																																																																							
(44) 建築基準法	(令和5年6月改正 法律第58号)																																																																																																							
(52) 船員法	(令和3年6月改正 法律第75号)																																																																																																							
(64) 厚生年金保険法	(令和5年3月改正 法律第3号)																																																																																																							
(69) 所得税法	(令和5年6月改正 法律第44号)																																																																																																							
(71) 船員保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)																																																																																																							
(73) 電波法	(令和4年12月改正 法律第93号)																																																																																																							
(76) 農薬取締法	(令和5年5月改正 法律第36号)																																																																																																							
(77) 毒物及び劇物取締法	(令和5年5月改正 法律第36号)																																																																																																							
(81) 個人情報の保護に関する法律	(令和5年11月改正 法律第79号)																																																																																																							
(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(令和5年6月改正 法律第58号)																																																																																																							
(10) 健康保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)																																																																																																							
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正 法律第69号)																																																																																																							
(15) 道路交通法	(令和4年4月改正 法律第32号)																																																																																																							
(16) 道路運送法	(令和2年6月改正 法律第36号)																																																																																																							
(22) 港湾法	(令和4年3月改正 法律第7号)																																																																																																							
(41) 電気事業法	(令和4年6月改正 法律第74号)																																																																																																							
(42) 消防法	(令和3年5月改正 法律第36号)																																																																																																							
(44) 建築基準法	(令和4年5月改正 法律第55号)																																																																																																							
(52) 船員法	(令和3年5月改正 法律第43号)																																																																																																							
(64) 厚生年金保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)																																																																																																							
(69) 所得税法	(令和4年6月改正 法律第71号)																																																																																																							
(71) 船員保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)																																																																																																							
(73) 電波法	(令和4年6月改正 法律第70号)																																																																																																							
(76) 農薬取締法	(令和元年12月改正 法律第62号)																																																																																																							
(77) 毒物及び劇物取締法	(平成30年6月改正 法律第66号)																																																																																																							
(81) 個人情報の保護に関する法律	(令和4年5月改正 法律第54号)																																																																																																							
(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(令和2年6月改正 法律第42号)																																																																																																							
<p>1-1-1-49 法定外の労災保険の付保</p> <p>1～4. (省略)</p> <p>5. 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写し<u>もしくは</u>加入証明書の原本<u>または写し</u>を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>6～7. (省略)</p>	<p>1-1-1-49 法定外の労災保険の付保</p> <p>1～4. (省略)</p> <p>5. 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写し<u>または</u>加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>6～7. (省略)</p>	<p>I-1-1-42 (I-1-1-42)</p> <p>■取扱いの変更 ○</p>																																																																																																						

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)																																																								
<p>第2章 材 料</p> <p>第5節 骨 材 1-2-5-3 アスファルト舗装用骨材 1～4. (省略) 5. 鉄鋼スラグ(路盤材用)の規格は、表2-9の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-9 鉄鋼スラグ(路盤材用)の規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 CBR %</th> <th>一軸圧 縮強さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/ℓ</th> <th>呈 色 判 定 試 験</th> <th>水 浸 膨 張 比 %</th> <th>エージング 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 [注2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 [注3] エージング方法には、空気及び水による大気エージング(通常エージングともいう)と、蒸気による蒸気エージング(促進エージングともいう)とがある。 [注4] エージングとは、高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質(遊離石灰)を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用し、高炉徐冷スラグで呈色判定試験で呈色なしの場合のエージング期間は上表によらないものとする。 [注5] <u>エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認して</u>エージング期間を短縮することができる。</p> <p>6～10. (省略)</p>	呼び名	修正 CBR %	一軸圧 縮強さ MPa	単位容積 質 量 kg/ℓ	呈 色 判 定 試 験	水 浸 膨 張 比 %	エージング 期 間	MS	80以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5 以上	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上	<p>第2章 材 料</p> <p>第5節 骨 材 1-2-5-3 アスファルト舗装用骨材 1～4. (省略) 5. 鉄鋼スラグ(路盤材用)の規格は、表2-9の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-9 鉄鋼スラグ(路盤材用)の規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 CBR %</th> <th>一軸圧 縮強さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/ℓ</th> <th>呈 色 判 定 試 験</th> <th>水 浸 膨 張 比 %</th> <th>エージング 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 [注2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 [注3] エージング方法には、空気及び水による大気エージング(通常エージングともいう)と、蒸気による蒸気エージング(促進エージングともいう)とがある。 [注4] エージングとは、高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質(遊離石灰)を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用し、高炉徐冷スラグで呈色判定試験で呈色なしの場合のエージング期間は上表によらないものとする。 [注5] MS、HMS、CSに用いる製鋼スラグについて、電気炉系スラグを3ヶ月以上大気エージングした結果、水浸膨張比が0.6%以下となった場合は、施工実績等を参考にして、膨張性が安定したことを十分確認できれば、上表の大気エージング期間を短縮することができる。</p> <p>6～10. (省略)</p>	呼び名	修正 CBR %	一軸圧 縮強さ MPa	単位容積 質 量 kg/ℓ	呈 色 判 定 試 験	水 浸 膨 張 比 %	エージング 期 間	MS	80以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5 以上	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上	<p>I-1-2-14 (I-1-2-14) ■諸基準類との統一 ◎</p>
呼び名	修正 CBR %	一軸圧 縮強さ MPa	単位容積 質 量 kg/ℓ	呈 色 判 定 試 験	水 浸 膨 張 比 %	エージング 期 間																																																				
MS	80以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上																																																				
HMS	80以上	1.2以上	1.5 以上	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上																																																				
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上																																																				
呼び名	修正 CBR %	一軸圧 縮強さ MPa	単位容積 質 量 kg/ℓ	呈 色 判 定 試 験	水 浸 膨 張 比 %	エージング 期 間																																																				
MS	80以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上																																																				
HMS	80以上	1.2以上	1.5 以上	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上																																																				
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	蒸気エージング処理又は 大気エージング6ヶ月以上																																																				

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
<p>1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1～4. (省略) 5. 80mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について75μmふるいを通過するものが、4.75mmふるいを通過するものに対し、切込砂利で9%以下、破砕面が30%以上の切込砂利で12%以下、切込碎石及びコンクリート再生骨材で15%以下でなければならない。粒度は、表2-19に示す範囲に入らなければならない。 なお、コンクリート再生骨材及び鉄鋼スラグは、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。</p> <p>表2-19 (省略) [注1] 省略 [注2] 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009)、<u>道路土工・排水工指針の資料-10凍上試験方法 (開発局法)</u> _____、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112) による。 [注3] 製造施設ごとにおける試験による品質確認の頻度について、コンクリート再生骨材は年1回以上、鉄鋼スラグは年2回以上とし、品質に変動が見られる場合は確認回数を増やすなど考慮すること。</p>	<p>1-2-5-7 凍上抑制層用材料 1～4. (省略) 5. 80mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について75μmふるいを通過するものが、4.75mmふるいを通過するものに対し、切込砂利で9%以下、破砕面が30%以上の切込砂利で12%以下、切込碎石及びコンクリート再生骨材で15%以下でなければならない。粒度は、表2-19に示す範囲に入らなければならない。 なお、コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。</p> <p>表2-19 (省略) [注1] 省略 [注2] 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009)、道路土工要綱 の資料-13 土の凍上試験方法、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112) による。</p>	<p>I-1-2-20 (I-1-2-20) ■記載内容の追加 ◎</p> <p>■諸基準類との統一 ◎</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)																																																																																																				
<p>1-2-5-8 路盤用材料 1～2. (省略) 3. コンクリート再生骨材 <u>及び鉄鋼スラグ</u> は、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。 また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-20 路盤材料の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格項目</th> <th rowspan="2">試験方法</th> <th colspan="2">アスファルト舗装用</th> <th colspan="2">コンクリート舗装用</th> </tr> <tr> <th>下層路盤及び歩走路盤</th> <th>上層路盤As安定処理</th> <th>下層路盤</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修正 C B R</td> <td>舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)</td> <td>30%以上</td> <td>—</td> <td>20%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>すりへり減量</td> <td>JIS A 1121</td> <td>45%以下</td> <td>40%以下</td> <td>45%以下</td> <td>45%以下</td> </tr> <tr> <td>安定性試験損失量</td> <td>JIS A 1122</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">75 μ m ふるい通過量</td> <td>切込砂利 5mm以下について</td> <td>9%以下</td> <td>—</td> <td>9%以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>破砕面が30%以上の切込砂利</td> <td>12%以下</td> <td>—</td> <td>12%以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切込碎石、コンクリート再生骨材</td> <td>15%以下</td> <td>—</td> <td>15%以下</td> <td>15%以下</td> </tr> <tr> <td>表乾比重</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.45以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] すりへり減量試験において、碎石類の試験方法はJIS A 5001により、砂利類はJIS A 1121の粒度区分Aによる。 [注2] 破砕面が30%以上の切込砂利とは、玉石または砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。 [注3] 路盤材料としてコンクリート再生骨材を使用する場合、安定性試験損失量は上表の規格によらないが、工事監督員に報告のこと。 [注4] 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法(JGS0172-2009)、<u>道路土工・排水工指針の資料-10凍上試験方法(開発局法)</u>、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法(JHS112)による。 [注5] 製造施設ごとにおける試験による品質確認の頻度について、コンクリート再生骨材は年1回以上、鉄鋼スラグは年2回以上とし、品質に変動が見られる場合は確認回数を増やすなど考慮すること。</p> <p>4. (省略)</p>	規格項目	試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用		下層路盤及び歩走路盤	上層路盤As安定処理	下層路盤	上層路盤	修正 C B R	舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	—	20%以上	80%以上	すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下	安定性試験損失量	JIS A 1122	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下	75 μ m ふるい通過量	切込砂利 5mm以下について	9%以下	—	9%以下	—	破砕面が30%以上の切込砂利	12%以下	—	12%以下	—	切込碎石、コンクリート再生骨材	15%以下	—	15%以下	15%以下	表乾比重	—	—	2.45以上	—	—	<p>1-2-5-8 路盤用材料 1～2. (省略) 3. コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。 また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-20 路盤材料の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格項目</th> <th rowspan="2">試験方法</th> <th colspan="2">アスファルト舗装用</th> <th colspan="2">コンクリート舗装用</th> </tr> <tr> <th>下層路盤及び歩走路盤</th> <th>上層路盤As安定処理</th> <th>下層路盤</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修正 C B R</td> <td>舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)</td> <td>30%以上</td> <td>—</td> <td>20%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>すりへり減量</td> <td>JIS A 1121</td> <td>45%以下</td> <td>40%以下</td> <td>45%以下</td> <td>45%以下</td> </tr> <tr> <td>安定性試験損失量</td> <td>JIS A 1122</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">75 μ m ふるい通過量</td> <td>切込砂利 5mm以下について</td> <td>9%以下</td> <td>—</td> <td>9%以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>破砕面が30%以上の切込砂利</td> <td>12%以下</td> <td>—</td> <td>12%以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切込碎石、コンクリート再生骨材</td> <td>15%以下</td> <td>—</td> <td>15%以下</td> <td>15%以下</td> </tr> <tr> <td>表乾比重</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.45以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] すりへり減量試験において、碎石類の試験方法はJIS A 5001により、砂利類はJIS A 1121の粒度区分Aによる。 [注2] 破砕面が30%以上の切込砂利とは、玉石または砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。 [注3] 路盤材料としてコンクリート再生骨材を使用する場合、安定性試験損失量は上表の規格によらないが、工事監督員に報告のこと。 [注4] 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法(JGS0172-2009)、道路土工要綱の資料-13 土の凍上試験方法、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法(JHS112)による。</p> <p>4. (省略)</p>	規格項目	試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用		下層路盤及び歩走路盤	上層路盤As安定処理	下層路盤	上層路盤	修正 C B R	舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	—	20%以上	80%以上	すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下	安定性試験損失量	JIS A 1122	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下	75 μ m ふるい通過量	切込砂利 5mm以下について	9%以下	—	9%以下	—	破砕面が30%以上の切込砂利	12%以下	—	12%以下	—	切込碎石、コンクリート再生骨材	15%以下	—	15%以下	15%以下	表乾比重	—	—	2.45以上	—	—	<p>I-1-2-21 (I-1-2-21) ■記載内容の追加 ◎</p> <p style="text-align: right;">■諸基準類との統一 ◎</p>
規格項目			試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用																																																																																																
	下層路盤及び歩走路盤	上層路盤As安定処理		下層路盤	上層路盤																																																																																																	
修正 C B R	舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	—	20%以上	80%以上																																																																																																	
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下																																																																																																	
安定性試験損失量	JIS A 1122	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下																																																																																																	
75 μ m ふるい通過量	切込砂利 5mm以下について	9%以下	—	9%以下	—																																																																																																	
	破砕面が30%以上の切込砂利	12%以下	—	12%以下	—																																																																																																	
	切込碎石、コンクリート再生骨材	15%以下	—	15%以下	15%以下																																																																																																	
表乾比重	—	—	2.45以上	—	—																																																																																																	
規格項目	試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用																																																																																																		
		下層路盤及び歩走路盤	上層路盤As安定処理	下層路盤	上層路盤																																																																																																	
修正 C B R	舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	—	20%以上	80%以上																																																																																																	
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下																																																																																																	
安定性試験損失量	JIS A 1122	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下																																																																																																	
75 μ m ふるい通過量	切込砂利 5mm以下について	9%以下	—	9%以下	—																																																																																																	
	破砕面が30%以上の切込砂利	12%以下	—	12%以下	—																																																																																																	
	切込碎石、コンクリート再生骨材	15%以下	—	15%以下	15%以下																																																																																																	
表乾比重	—	—	2.45以上	—	—																																																																																																	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
<p>第3章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準(環境省告示第6号) (令和5年3月)</p> <p>(28) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版] (令和5年2月)</p> <p>(40) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月)</p> <p>(45) 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定] (令和5年9月)</p>	<p>第3章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準(環境省告示第62号) (令和3年10月)</p> <p>(28) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>(40) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)</p> <p>(45) 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定] (平成30年10月)</p>	<p>I-1-3-5 (I-1-3-5)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>○</p>

<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート</p>	<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート</p>																									
<p>第1節 適用 1-5-1-1 適用 1～2. (省略) 3. 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「<u>土木学会</u> コンクリート標準示方書 [2023年制定] (<u>施工編</u>)」(土木学会、<u>2023年9月</u>)のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、工事監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第1節 適用 1-5-1-1 適用 1～2. (省略) 3. 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「<u>コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定] (2018年3月)</u>」(土木学会)のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、工事監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>I-1-5-4 (I-1-5-4) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>																								
<p>第2節 適用すべき諸基準 1-5-2-1 適用すべき諸基準 (1) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2023年制定] (令和5年9月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2023年制定] (令和5年3月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 1-5-2-1 適用すべき諸基準 (1) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定] (平成30年3月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2017年制定] (平成30年3月)</p>	<p>I-1-5-4 (I-1-5-4) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>																								
<p>第3節 コンクリート 1-5-3-4 材料の計量 1. 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-3で示した許容差内である場合には、<u>体積</u>で計量してもよいものとする。 なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表5-3 計量値の許容差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の<u>計量値の許容差の最大値</u>は、1 (%)以内とする。</p>	材料の種類	計量値の許容差最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p>第3節 コンクリート 1-5-3-4 材料の計量 1. 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-3で示した許容差内である場合には、<u>容積</u>で計量してもよいものとする。 なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。 2～3. (省略)</p> <p style="text-align: center;">表5-3 計量値の許容差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%)以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p>I-1-5-10 (I-1-5-10) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>
材料の種類	計量値の許容差最大値 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2※																									
混和剤	3																									
材料の種類	最大値 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2※																									
混和剤	3																									

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)																																								
<p>1-5-3-8 養生</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、<u>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする</u>。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-4を目安とする。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p style="text-align: center;">表5-4 コンクリートの <u>湿潤養生期間の目安</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; border: 1px solid red;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>混合セメントB種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>7日以上</td> <td>5日以上</td> <td>3日以上</td> <td style="color: red;">8日以上</td> <td style="color: red;">10日以上</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>9日以上</td> <td>7日以上</td> <td>4日以上</td> <td style="color: red;">9日以上</td> <td style="color: red;">※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>12日以上</td> <td>9日以上</td> <td>5日以上</td> <td style="color: red;">12日以上</td> <td style="color: red;">※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。</p> <p>[注] 1. 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 2. 寒中コンクリートの場合は、1-5-6-4 寒中コンクリートの規定による。</p> <p>3~4. (省略)</p>	日平均気温	混合セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	7日以上	5日以上	3日以上	8日以上	10日以上	10℃以上	9日以上	7日以上	4日以上	9日以上	※	5℃以上	12日以上	9日以上	5日以上	12日以上	※	<p>1-5-3-8 養生</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-4を標準とする。</p> <p>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表5-4に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表5-4 コンクリートの標準湿潤養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>混合セメントB種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>7日以上</td> <td>5日以上</td> <td>3日以上</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>9日以上</td> <td>7日以上</td> <td>4日以上</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>12日以上</td> <td>9日以上</td> <td>5日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 2. 寒中コンクリートの場合は、1-5-6-4 寒中コンクリートの規定による。</p> <p>3~4. (省略)</p>	日平均気温	混合セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤	15℃以上	7日以上	5日以上	3日以上	10℃以上	9日以上	7日以上	4日以上	5℃以上	12日以上	9日以上	5日以上	<p>I-1-3-5 (I-150)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>
日平均気温	混合セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																					
15℃以上	7日以上	5日以上	3日以上	8日以上	10日以上																																					
10℃以上	9日以上	7日以上	4日以上	9日以上	※																																					
5℃以上	12日以上	9日以上	5日以上	12日以上	※																																					
日平均気温	混合セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤																																							
15℃以上	7日以上	5日以上	3日以上																																							
10℃以上	9日以上	7日以上	4日以上																																							
5℃以上	12日以上	9日以上	5日以上																																							
<p>第5節 鉄筋</p> <p>1-5-5-2 鉄筋の加工</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2023年制定]本編第13章 鉄筋コンクリートの前掲、【標準編】標準7編第2章鉄筋コンクリートの前掲」(土木学会、2023年3月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第5節 鉄筋</p> <p>1-5-5-2 鉄筋の加工</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定]本編第13章 鉄筋コンクリートの前掲、【標準編】標準7編第2章鉄筋コンクリートの前掲」(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>I-1-5-17 (I-1-5-17)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>																																								
<p>第6節 特殊コンクリート</p> <p>1-5-6-2 材料</p> <p>1~2. (省略)</p> <p>3. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。 (1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を <u> </u> 用いてはならない。 (2)~(3) (省略)</p> <p>4~5. (省略)</p>	<p>第6節 特殊コンクリート</p> <p>1-5-6-2 材料</p> <p>1~2. (省略)</p> <p>3. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。 (1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。 (2)~(3) (省略)</p> <p>4~5. (省略)</p>	<p>I-1-5-23 (I-1-5-23)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>																																								

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)																																																				
<p>1-5-6-3 暑中コンクリート 1～4. (省略) 5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度の上限は、<u>所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃以下</u>とする。 6～7. (省略)</p>	<p>1-5-6-3 暑中コンクリート 1～4. (省略) 5. 受注者は、打込み時のコンクリートの温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度が35℃を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。 6～7. (省略)</p>	<p>I-1-5-23 (I-1-5-23) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>																																																				
<p>1-5-6-4 寒中コンクリート 1～15. (省略)</p> <p style="text-align: center;">表5-6 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">普通ポルトランド</th> <th style="width: 30%;">早強ポルトランド・普通ポルトランド + 促進剤</th> <th style="width: 10%;">混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) <u>厳しい気象条件</u></td> <td>5℃</td> <td style="text-align: center;">9 日</td> <td style="text-align: center;">5 日</td> <td style="text-align: center;">12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td style="text-align: center;">7 日</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> <td style="text-align: center;">9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) <u>まれに凍結融解する程度の気象条件</u></td> <td>5℃</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> <td style="text-align: center;">3 日</td> <td style="text-align: center;">5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td style="text-align: center;">3 日</td> <td style="text-align: center;">2 日</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。 2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8 養生 に示す期間も満足する必要がある。 3. 「(1)しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。 4. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種	(1) <u>厳しい気象条件</u>	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) <u>まれに凍結融解する程度の気象条件</u>	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	<p>1-5-6-4 寒中コンクリート 1～15. (省略)</p> <p style="text-align: center;">表5-6 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">普通ポルトランド</th> <th style="width: 30%;">早強ポルトランド・普通ポルトランド + 促進剤</th> <th style="width: 10%;">混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5℃</td> <td style="text-align: center;">9 日</td> <td style="text-align: center;">5 日</td> <td style="text-align: center;">12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td style="text-align: center;">7 日</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> <td style="text-align: center;">9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5℃</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> <td style="text-align: center;">3 日</td> <td style="text-align: center;">5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td style="text-align: center;">3 日</td> <td style="text-align: center;">2 日</td> <td style="text-align: center;">4 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。 2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8 養生 に示す期間も満足する必要がある。 3. 「(1)しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。 4. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種	(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日	<p>I-1-5-25 (I-1-5-25) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度			養生温度	セメントの種類																																																		
	普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド + 促進剤		混合セメントB種																																																		
(1) <u>厳しい気象条件</u>	5℃	9 日	5 日	12 日																																																		
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																		
(2) <u>まれに凍結融解する程度の気象条件</u>	5℃	4 日	3 日	5 日																																																		
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																		
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																				
		普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種																																																		
(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	5℃	9 日	5 日	12 日																																																		
	10℃	7 日	4 日	9 日																																																		
(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5℃	4 日	3 日	5 日																																																		
	10℃	3 日	2 日	4 日																																																		
<p>1-5-6-5 水中コンクリート 1～6. (省略) 7. 受注者は、コンクリートをトレミー、<u>コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋</u>を用いて打込むものとする。これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1-5-6-5 水中コンクリート 1～6. (省略) 7. 受注者は、コンクリートをトレミー管若しくはコンクリートポンプを用いて打込まなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p>I-1-5-26 (I-1-5-26) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>																																																				

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
<p>1-5-6-6 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1. 受注者は、海水の作用、<u>波浪や海水飛沫の影響</u>を受ける<u>構造物に使用される</u>コンクリートは、<u>海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要の性能が損なわれないように施工</u>しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60mm及び最低潮位から下60mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>1-5-6-6 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1. 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工に当たり、品質が確保できるように打込み、締固め、養生などを行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>I-1-5-26 (I-1-5-26)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>
<p>第4編 砂防編</p> <p>第1章 砂防堰堤</p>		
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-1-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2023年制定] (令和5年9月)</p> <p>(2) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2023年制定] (令和5年9月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>4-1-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2013年制定] (平成25年10月)</p> <p>(2) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (平成30年3月)</p>	<p>I-4-1-5 (I-4-1-5)</p> <p>■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)																																													
<p>第5編 道路編 第2章 舗装</p>																																															
<p>第5節 舗装工 5-2-5-4 コンクリート舗装工 1～4. (省略) 5. 初期養生において、<u>十分な量の</u>膜養生剤を<u>適切な時期に</u>均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。 6～7. (省略)</p>	<p>第5節 舗装工 5-2-5-4 コンクリート舗装工 5. 初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70 g / m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。 6～7. (省略)</p>	<p>I-5-2-5 (I-5-2-5) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>																																													
<p>5-2-5-8 グースアスファルト舗装工 1～5. (省略) 6. 接着剤の塗布に当たっては、以下の各規定によらなければならない。 (1) (省略) (2) 接着剤の規格は、表2-6、表2-7 _____を満足するものでなければならない。</p> <p>表2-6 (省略)</p> <p>表2-7 _____ 接着剤の規格 (コンクリート床版用) 表 (省略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 25%; height: 15px;"> </td><td style="width: 25%;"> </td><td style="width: 25%;"> </td><td style="width: 25%;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) (省略)</p>																					<p>5-2-5-8 グースアスファルト舗装工 1～5. (省略) 6. 接着剤の塗布に当たっては、以下の各規定によらなければならない。 (1) (省略) (2) 接着剤の規格は、表2-6、表2-7 (1)(2)を満足するものでなければならない。</p> <p>表2-6 (省略)</p> <p>表2-7 (1) 接着剤の規格 (コンクリート床版用) 表 (省略)</p> <p>表2-7 (2) シート系床版防水層 (流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">溶剤型</th> <th style="width: 15%;">水性型</th> <th style="width: 15%;">水性型</th> <th style="width: 35%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (23℃)</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 *2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。 *3 塗膜系床版防水層 (アスファルト加熱型) のプライマーは上表の品質による。</p> <p>(3) (省略)</p>	項 目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	指触乾燥時間 (23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1	不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1, 2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1	<p>I-5-2-10 (I-5-2-10) I-5-2-11 (I-5-2-11) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○</p>
項 目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																											
指触乾燥時間 (23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1																																											
不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1, 2 *2																																											
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1																																											
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1																																											

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
第3章 橋梁下部		
第2節 適用すべき諸基準 5-3-2-1 適用すべき諸基準 (11) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版] (令和5年2月)	第2節 適用すべき諸基準 5-3-2-1 適用すべき諸基準 (11) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	I-5-3-4 (I-5-3-4) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○
第5章 コンクリート橋上部		
第4節 コンクリート主桁製作工 5-5-4-5 プレキャストブロック桁組立工 1. (省略) 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) (中略) なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	第4節 コンクリート主桁製作工 5-5-4-5 プレキャストブロック桁組立工 1. (省略) 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) (中略) なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]」(土木学会、2018年10月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	I-5-5-10 (I-5-5-10) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○
第8章 コンクリートシェッド		
第2節 適用すべき諸基準 5-8-2-1 適用すべき諸基準 (13) 土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] [2023年制定] (令和5年3月) (14) 土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] [2023年制定] (令和5年9月)	第2節 適用すべき諸基準 5-8-2-1 適用すべき諸基準 (13) 土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] [2017年制定] (平成30年3月) (14) 土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] [2017年制定] (平成30年3月)	I-5-8-5 (I-5-8-5) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
<p>第6編 漁 港 編 第1章 材 料</p> <p>第11節 汚濁防止膜 6-1-11-1 汚濁防止膜 1～2. (省略)</p> <p><u>3. 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 再利用品の場合</u></p> <p><u>ア 引張試験による強度評価の場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>a 納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>b 提出資料：全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>c 強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。</u></p> <p><u>イ 使用履歴による強度評価の場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>a 納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>b 提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>c 強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H25.9（一財）港湾空港総合技術センター）に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。</u></p> <p><u>ウ 使用履歴（ICタグ）による強度評価の場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>a 納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>b 提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>c 強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。</u></p> <p><u>(2) 未使用品の場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ア 納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ 提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）</u></p>	<p>第11節 汚濁防止膜 6-1-11-1 汚濁防止膜 1～2. (省略)</p>	<p>I-6-1-12 (I-6-1-12)</p> <p>■諸基準類の改定に伴い追加</p> <p>◎</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和6年10月版）」として、令和6年10月1日以後に入札する工事から適用する。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

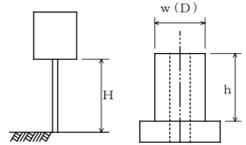
(新)令和6年10月版

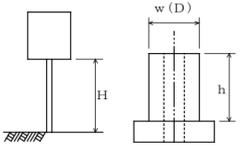
(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
					小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		小型標識工	幅 w (D)	-30	基礎 1 基毎		
						高 さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						根 入 長	設計値以上			
						基礎				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
					小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		小型標識工	幅 w (D)	-30	基礎 1 基毎		
						高 さ h	-30			
						根 入 長	設計値以上			
						基礎				

II-2-14(R)
(II-2-14(R))
■諸基準類の改定に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

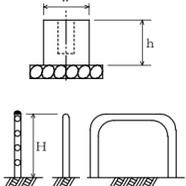
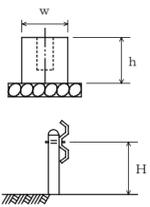
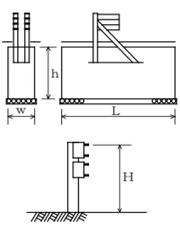
(新)令和6年10月版

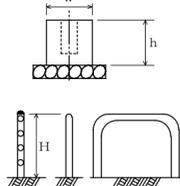
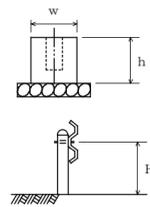
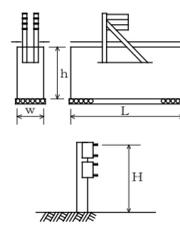
(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10	1	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。 1 ヶ所/1 施工箇所 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>		
						高さ h	-30				
						パイプ取付高 H	+30 -20				
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所/施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ヶ所/1 施工箇所。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>		
						高さ h	-30				
						ビーム取付高 H	+30 -20				
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所/1 基礎毎 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
						高さ h	-30				
						延長 L	-100				
					ケーブル取付高 H	+30 -20	1 ヶ所/1 施工箇所 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10	1	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。 1 ヶ所/1 施工箇所		
						高さ h	-30				
						パイプ取付高 H	+30 -20				
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所/施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ヶ所/1 施工箇所。		
						高さ h	-30				
						ビーム取付高 H	+30 -20				
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所/1 基礎毎		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
						高さ h	-30				
						延長 L	-100				
					ケーブル取付高 H	+30 -20	1 ヶ所/1 施工箇所				

II-2-15(R)
(II-2-15(R))
■諸基準類の改定に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和6年10月版

(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通的工種

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通的工種

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12		区画線工	厚さ (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所測定する。		出来形管理 書類として、 施工箇所な どを記入し た路線図、平 面図及びそ の他の調書 を提出する こと
						路面表示 幅 長さ	+10、-5 -100	路面表示 横断歩道：全箇所 文字矢印：各種類毎に4個に1個、 各部の寸法を測定する。		
						文字矢印の寸法	±50			
						幅	+20、-5	施工区間延長10km毎に1箇所測定し最 低3ヶ所とする。ただし、施工区間延長 が2km以下の場合は1箇所とする。(車 線境界線、外測線は上下線とも測定)	破線の長さ及び間隔は1箇所30m区 間で個々に測定し、破線の平均値をL、間 隔の平均値をQとする。	
						長さ(破線の塗布長)	個々の測定値 ±200 かつ L ≥ 設計値			
長さ(破線の間隔)	個々の測定値 ±200 かつ Q ≤ 設計値									
					車線幅員 (1車線の幅)	+75~0	直線部： 施工区間延長10km毎に1箇所測定し最 低3ヶ所とする。ただし、施工区間延長 が2km以下の場合は1箇所とする。(上 下線とも測定) 曲線部： 曲線毎に1箇所(上下線とも測定) ※車線幅員の拡幅量に留意すること。	※舗装工事の新設、改築、維持などの工 事に適用 ※区画線維持工事については工事監督 員と協議のこと。		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測定の管理方 法を用いることができる。		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		道路付属物工 (鋼製大型視線誘導標)	基 礎	幅 w1, w2	-30	基礎1基毎	測定箇所は、5-1-10-4-1 大型 標識工に準ずる。
							高 さ h	-30		
							設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基	測定箇所は、5-1-10-4-2 大型 標識工に準ずる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12		区画線工	厚さ (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所測定する。		出来形管理 書類として、 施工箇所な どを記入し た路線図、平 面図及びそ の他の調書 を提出する こと
						路面表示 幅 長さ	+10、-5 -100	路面表示 横断歩道：全箇所 文字矢印：各種類毎に4個に1個、 各部の寸法を測定する。		
						文字矢印の寸法	±50			
						幅	+20、-5	施工区間延長10km毎に1箇所測定し最 低3ヶ所とする。ただし、施工区間延長 が2km以下の場合は1箇所とする。(車 線境界線、外測線は上下線とも測定)	破線の長さ及び間隔は1箇所30m区 間で個々に測定し、破線の平均値をL、間 隔の平均値をQとする。	
						長さ(破線の塗布長)	個々の測定値 ±200 かつ L ≥ 設計値			
長さ(破線の間隔)	個々の測定値 ±200 かつ Q ≤ 設計値									
					車線幅員 (1車線の幅)	+75~0	直線部： 施工区間延長10km毎に1箇所測定し最 低3ヶ所とする。ただし、施工区間延長 が2km以下の場合は1箇所とする。(上 下線とも測定) 曲線部： 曲線毎に1箇所(上下線とも測定) ※車線幅員の拡幅量に留意すること。	※舗装工事の新設、改築、維持などの工 事に適用 ※区画線維持工事については工事監督 員と協議のこと。		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		道路付属物工 (鋼製大型視線誘導標)	基 礎	幅 w1, w2	-30	基礎1基毎	測定箇所は、5-1-10-4-1 大型 標識工に準ずる。
							高 さ h	-30		
							設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基	測定箇所は、5-1-10-4-2 大型 標識工に準ずる。

II-2-16(R)
(II-2-16(R))
■諸基準類の改定
に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

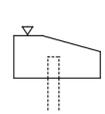
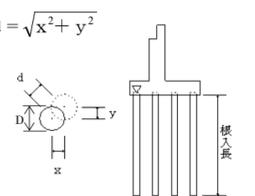
(新)令和6年10月版

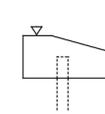
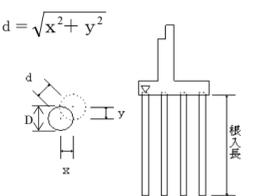
(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 4 基礎工

第1編 共通編 3章 一般施工 4 基礎工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 <u>傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定</u> 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 <u>傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定</u> 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 <u>傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定</u> ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。 測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計(公称径)以上※			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。 測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計(公称径)以上※			

II-2-24(R)
(II-2-24(R))
■諸基準類の改定に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

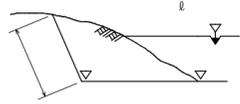
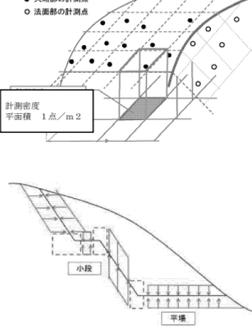
(新)令和6年10月版

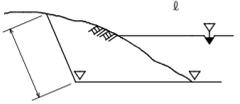
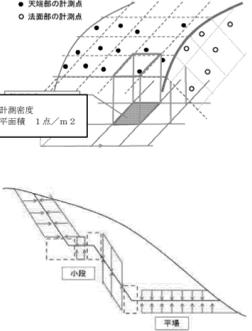
(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 4章 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工

第1編 共通編 4章 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工(切土工)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-200	
							ℓ ≥ 5 m				法長-4%	
						延 長	設計値以上					
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-4-3-2		
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±330

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工(切土工)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-200	
							ℓ ≥ 5 m				法長-4%	
						延 長	設計値以上					
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-4-3-2		
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

II-2-48(L)
(II-2-48(L))
■諸基準類の改定に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

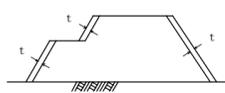
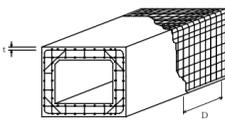
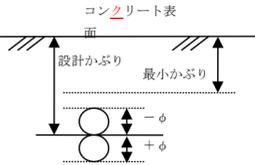
(新)令和6年10月版

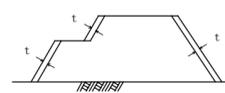
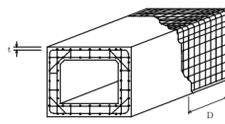
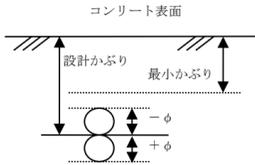
(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 5章 無筋鉄筋コンクリート 5 鉄筋

第1編 共通編 5章 無筋鉄筋コンクリート 5 鉄筋

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		整形仕上げ工	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	8		凍上抑制層			1-3-6-5-1 アスファルト舗装工(下層路盤工)に準ずる。		
1 共 通 編	5 無 筋 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	5 鉄 筋	3		鉄筋の組立	平均間隔 d	設計値±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		
						かぶり t	設計値かぶり±φ かつ 最小かぶり以上			
						工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、5-4-6-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。				
						 <p style="text-align: center;">※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		整形仕上げ工	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	8		凍上抑制層			1-3-6-5-1 アスファルト舗装工(下層路盤工)に準ずる。		
1 共 通 編	5 無 筋 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	5 鉄 筋	3		鉄筋の組立	平均間隔 d	設計値±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		
						かぶり t	設計値かぶり±φ かつ 最小かぶり以上			
						工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、5-4-6-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。				
						 <p style="text-align: center;">※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>				

Ⅱ-2-54(L)(R)
(Ⅱ-2-54(L)(R))
■誤植の修正 △

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

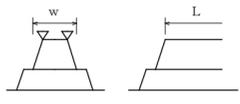
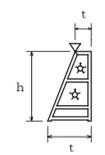
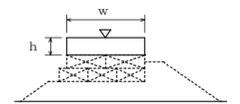
(新) 令和6年10月版

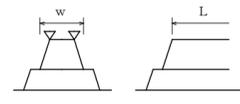
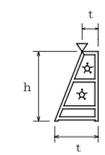
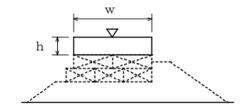
(旧) 令和5年10月版

頁 新(旧)

第3編 海岸編 2章 2突堤・人工岬 4突堤堤体工

第3編 海岸編 2章 2突堤・人工岬 4突堤堤体工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	3		海岸ブロック工	(層積) ブロック規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		
						(層積) ブロック規格 26 t 以上	±500			
						(乱 積)	±ブロックの高さの 1/2			
						天 端 幅 w	-ブロックの高さの 1/2			
					天 端 延 長 L	-ブロックの高さの 1/2				
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	7		石柱工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t	-50			
						高 さ h < 3 m	-50			
						高 さ h ≥ 3 m	-100			
						延 長 L	-200			
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	8		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	3		海岸ブロック工	(層積) ブロック規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		
						(層積) ブロック規格 26 t 以上	±500			
						(乱 積)	±ブロックの高さの 1/2			
						天 端 幅 w	-ブロックの高さの 1/2			
					天 端 延 長 L	-ブロックの高さの 1/2				
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	7		石砕工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t	-50			
						高 さ h < 3 m	-50			
						高 さ h ≥ 3 m	-100			
						延 長 L	-200			
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	8		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

II-2-75(L)
(II-2-75(L))
■誤植の修正△

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

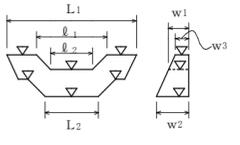
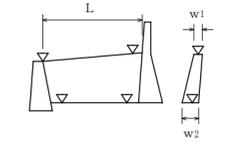
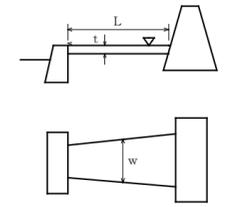
(新)令和6年10月版

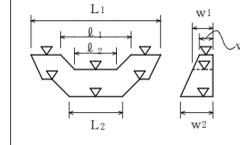
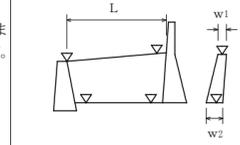
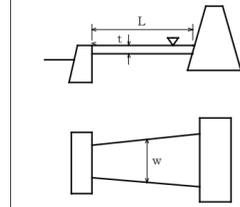
(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第4編 砂防編 1章 砂防堰堤 4 コンクリート堰堤工

第4編 砂防編 1章 砂防堰堤 4 コンクリート堰堤工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	3 4		本堰堤工 副堰堤工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点にて測定。</p>	
						天端部 堤 幅 w_1, w_3	-30				
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50				
						堤 長 L_1, L_2	-100				
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30	<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。</p> <p>3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点にて測定。</p>			
						幅 w_1, w_2	-30				
						長 さ L	-100				
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	7		水叩工	基 準 高 ∇	± 30	<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。</p> <p>厚さは目地及びその中間点にて測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点にて測定。</p>			
						幅 w	-100				
						厚 さ t	-30				
						延 長 L	-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	3 4		本堰堤工 副堰堤工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。			
						天端部 堤 幅 w_1, w_3	-30				
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50				
						堤 長 L_1, L_2	-100				
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30	<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。</p> <p>3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。</p>			
						幅 w_1, w_2	-30				
						長 さ L	-100				
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	7		水叩工	基 準 高 ∇	± 30	<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。</p> <p>厚さは目地及びその中間点にて測定。</p>			
						幅 w	-100				
						厚 さ t	-30				
						延 長 L	-100				

II-2-80(R)
(II-2-80(R))
■諸基準類の改定に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

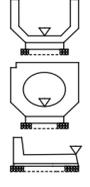
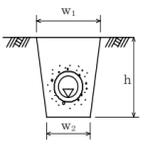
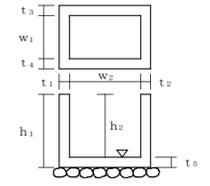
(新)令和6年10月版

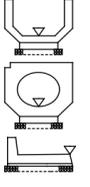
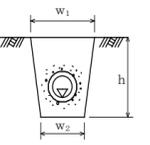
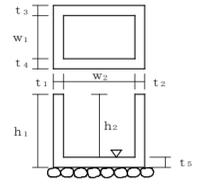
(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 7 排水工

第5編 道路編 1章 道路改良 7 排水工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>		
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延長 L	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	4		縦断管渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	5		柵・マンホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 <u>厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延長 L	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	4		縦断管渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	5		柵・マンホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

II-2-95(R)
(II-2-95(R))
■諸基準類の改定
に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

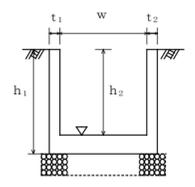
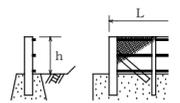
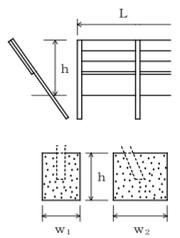
(新)令和6年10月版

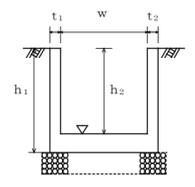
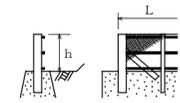
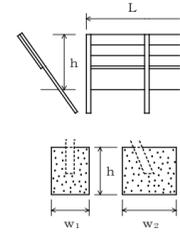
(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 7 排水工 8 落石雪害防止工

第5編 道路編 1章 道路改良 7 排水工 8 落石雪害防止工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	7		現場打水路工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 <u>厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>			
						厚 さ t_1, t_2	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h_1, h_2	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	3		落石防護網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						延 長 L	-200				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防護柵工	高 さ h	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	5		防雪柵工	高 さ h	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						延 長 L	-200				
						基 礎 幅 w_1, w_2	-30				基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
						基 礎 高 さ h	-30				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	7		現場打水路工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
						厚 さ t_1, t_2	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h_1, h_2	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	3		落石防護網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防護柵工	高 さ h	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	5		防雪柵工	高 さ h	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				
						基 礎 幅 w_1, w_2	-30				基礎 1 基毎
						基 礎 高 さ h	-30				

II-2-96(R)
(II-2-96(R))
■諸基準類の改定
に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

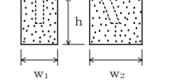
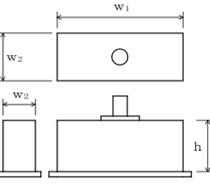
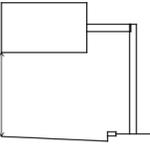
(新)令和6年10月版

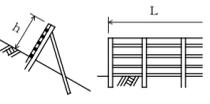
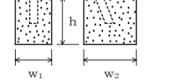
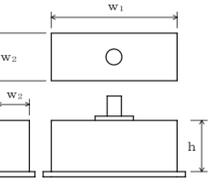
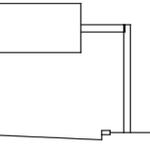
(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 10 標識工

第5編 道路編 1章 道路改良 10 標識工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						延 長 L	-200				1施工箇所毎	
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎1基毎	
							高 さ h	-30				
						アンカー長	打 込 み ℓ	-10%			全数	
							埋 込 み ℓ	-5%				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	10 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎				
						高 さ h	-30				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	10 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						延 長 L	-200				1施工箇所毎	
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎1基毎	
							高 さ h	-30				
						アンカー長	打 込 み ℓ	-10%			全数	
							埋 込 み ℓ	-5%				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	10 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎				
						高 さ h	-30					
5 道 路 編	1 道 路 改 良	10 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基				

II-2-97(R)
(II-2-97(R))
■諸基準類の改定に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和6年10月版

(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 6 床版工

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 6 床版工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	6 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所 (支点付近) で、1 径間当たり 両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 mに 1 箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						厚 さ t	+20~-10				
						幅 w	+30~0				
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄 筋 間 隔	±20				
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1 径間当たり 3ヶ所 (両端及び中央) 測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 mの範囲を測定。									
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300 mm以下の場合、水平面の高低差を 1 mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能量注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+0.5×(B-2))				
						水平度	橋 軸 方 向				1 / 100
							橋 軸 直 角 方 向				1 / 100
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	6 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所 (支点付近) で、1 径間当たり 両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 mに 1 箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						厚 さ t	+20~-10				
						幅 w	+30~0				
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄 筋 間 隔	±20				
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1 径間当たり 3ヶ所 (両端及び中央) 測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 mの範囲を測定。									
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300 mm以下の場合、水平面の高低差を 1 mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能量注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+0.5×(B-2))				
						水平度	橋 軸 方 向				1 / 100
							橋 軸 直 角 方 向				1 / 100
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上				

II-2-119(R)
(II-2-119(R))
■諸基準類の改定に伴う変更 ○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和6年10月版

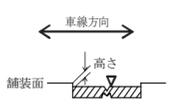
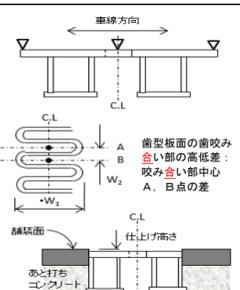
(旧)令和5年10月版

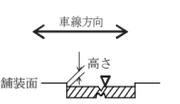
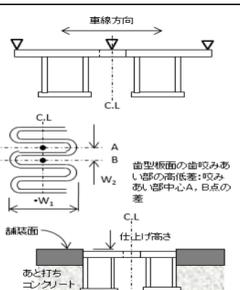
頁 新(旧)

第5編 道路編 5章 コンクリート橋上部 8 橋梁付属物工

第5編 道路編 5章 コンクリート橋上部 8 橋梁付属物工

II-2-130(R)
(II-2-130(R))
■表現の変更 △

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	7 支 承 工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				
						水平度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				1/300
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5				
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 舗装面			
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	塗装面に対し0~-2				
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔 w ₁ 歯咬み合い部の横方向間隔 w ₂ 舗装面に対し0~-2			
						車線方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔 w ₁	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔 w ₂	±5				
						仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	7 支 承 工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				
						水平度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				1/300
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5				
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 舗装面			
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	塗装面に対し0~-2				
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔 w ₁ 歯咬み合い部の横方向間隔 w ₂ 舗装面に対し0~-2			
						車線方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔 w ₁	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔 w ₂	±5				
						仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2				

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

(新) 令和6年10月版

(旧) 令和5年10月版

頁

II 土木工事施工管理基準

3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

新(旧)

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験時期・頻度, 概要, 試験成績等による確認. Contains detailed test specifications for concrete and aggregate materials.

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験時期・頻度, 概要, 試験成績等による確認. Contains detailed test specifications for concrete and aggregate materials, including comparison with the previous version.

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版						(旧) 令和5年10月版						頁						
Ⅱ 土木工事施工管理基準			3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)									新(旧)						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	
1.セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(ワラト)	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	1.セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(ワラト)	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	Ⅱ-3-6(Ⅱ-3-6) ●諸基準類の改定に伴う変更 △
				連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	Ⅱ-3-6(Ⅱ-3-6) ●諸基準類の改定に伴う変更 △										
				JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○					変更無し					
				JIS A 1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○					変更無し					
1.セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	1.セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	Ⅱ-3-6(Ⅱ-3-6) ●諸基準類の改定に伴う変更 △
				付表9 「レディーミクストコンクリート単位水重量測定要領(案)」	付表9 7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合は: 2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	赤方配合の単位水重量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20, 25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合は: 2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。					赤方配合の単位水重量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20, 25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	○	変更無し			
1.セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	350φ 5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm 350φ 8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm 350φ 2.5cm: 許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	1.セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	350φ 5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm 350φ 8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm 350φ 2.5cm: 許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	変更無し
				JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取し、1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個(σ7-3個、σ28-3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○					Ⅱ-3-7(Ⅱ-3-7) ○諸基準類の改定に伴う変更					
				JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○					変更無し					

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版							(旧) 令和5年10月版							頁					
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)														新(旧)	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○	(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○	変更無し
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H) 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○					変更無し						
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○					II-3-11(II-3-11) ■諸基準類の改定に伴う変更 △						
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が5%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、1回/週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○					変更無し						
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	JIS A 1142	1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の体積圧縮強度による試験方法」による。製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○					II-3-11(II-3-11) ■諸基準類の改定に伴う変更 △						
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○					変更無し						
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:製作開始前、1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:製作開始前、1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○	(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○	II-3-12(II-3-12) ■諸基準類の改定に伴う変更 △
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○					変更無し						
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○					変更無し						
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202(膨張材)は1回/月以上、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○					変更無し						
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は90分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○					変更無し						
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	○	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	○	変更無し		
				製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)				目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	変更無し				

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版							(旧) 令和5年10月版							頁										
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)														新(旧)						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績等による確認							
13 転圧コンクリート	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	材料	その他	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	変更無し						
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○				変更無し												
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				変更無し												
				回収水の場合 JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。 スラッジ水の濃度は1回/日	○				変更無し												
	製造 (ブラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和剤: ±3%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	製造 (ブラント)	その他	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和剤: ±3%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	変更無し						
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS A表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○				変更無し												
				連続ミキサの場合 土木学会基準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS A表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○				変更無し												
			21 吹付工	材料	必須 (いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0kg/m ³ 以下				工事開始前、各配合毎。		○	材料	必須 (いずれか1方法)	必須 (いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。		○	変更無し
						混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)				工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○				変更無し						
						骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。				工事開始前、工事中1回/6月以上及び産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、請負人が立ち会って確認する。	○				変更無し						
骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。				工事開始前、工事中1回/6月以上及び産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルパー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、請負人が立ち会って確認する。	○	変更無し															
その他	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	その他	その他	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	変更無し							
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については換算を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石灰質スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○				変更無し													
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が50%以上の場合は5.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 ■細骨材: 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)					○	変更無し												
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○				変更無し													
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上。	原料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○				変更無し													
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上。	原料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○				変更無し													
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上。	原料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○				変更無し													
		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上。	原料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○				変更無し													

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版							(旧) 令和5年10月版							頁				
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)														
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	頁
21 吹付工	材料	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	21 吹付工	材料	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	変更無し
			硫酸ナトリウムによる骨材の変定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○				II-3-44 (II-3-44) ■諸基準類の改定に伴う変更 △						
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○				変更無し						
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○				変更無し						
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308 附属書 C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁物質の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				II-3-44 (II-3-44) ■諸基準類の改定に伴う変更 △						
			回収水の場合：JIS A 5308 附属書 C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	II-3-44 (II-3-44) ■諸基準類の改定に伴う変更 △										
21 吹付工	製造(ブラット)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		21 吹付工	製造(ブラット)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		変更無し
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。					変更無し						
	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	変更無し										
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、掘削工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	II-3-45 (II-3-45) ■諸基準類の改定に伴う変更 △										
		ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、掘削工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	II-3-45 (II-3-45) ■諸基準類の改定に伴う変更 △										
21 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		21 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		II-3-45 (II-3-45) ■諸基準類の改定に伴う変更 △
			その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照					変更無し					
				スランプ試験(モルタル及びスランプ5cm未満の場合を除く)	JIS A 1101	570×5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm 570×8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照					変更無し					
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照					変更無し					
				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。						変更無し					

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版							(旧) 令和5年10月版							頁					
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)							新(旧)								
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
22 現場吹付法 特工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	変更無し
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				○	変更無し						
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材： 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 ■細骨材： 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○			変更無し							
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。		○			変更無し	II-3-47 (II-3-47) ■諸基準類の改定に伴う変更 △						
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	変更無し										
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	変更無し										
22 現場吹付法 特工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/以上/12か月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	II-3-48 (II-3-48) ■諸基準類の改定に伴う変更 △
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○			変更無し							
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○			変更無し							
			練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308 附属書 J	懸濁物質の量：2g/970ml以下 溶解性懸濁物質の量：1g/970ml以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○			II-3-48 (II-3-48) ■諸基準類の改定に伴う変更 △							
			回収水の場合	JIS A 5308 附属書 J	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○			II-3-48 (II-3-48) ■諸基準類の改定に伴う変更 △							
			製造(プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による (但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。				変更無し						
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による (但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。		変更無し										
		その他	計量設備の計量精度		任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 水和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	変更無し									

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版							(旧) 令和5年10月版							頁				
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)							新(旧)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	頁
22 現場吹付法 土工	製造 (7/ホト)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、面築工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	22 現場吹付法 土工	製造 (7/ホト)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、面築工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	II-3-49 (II-3-49) ■諸基準類の改定に伴う変更 △
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、面築工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○				II-3-49 (II-3-49) ■諸基準類の改定に伴う変更 △						
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2013	設計図書による。	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ70×3本、φ28×3本)とする。	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ70×3本、φ28×3本)とする。	※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	施工	必須	その他	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2013	設計図書による。	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ70×3本、φ28×3本)とする。	※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	II-3-49 (II-3-49) ■諸基準類の改定に伴う変更 △	
			スランプ試験 (モルタル及びスランプ5cm未満の場合を除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	変更無し										
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が年前と年後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、年後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	施工	必須	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が年前と年後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、年後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場(JIS7-7表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	変更無し	
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: JIS A 1214(砂置換法) 【砂質土: (25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土: (50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% 又は設計図書による。	築填は、1,000m ³ に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m ³ に1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	※密度管理が不適当な土については、工事監督員の承認を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	変更無し											
23 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: JIS A 1214(砂置換法) 【砂質土: (25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土: (50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% 又は設計図書による。	築填は、1,000m ³ に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m ³ に1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	※密度管理が不適当な土については、工事監督員の承認を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	変更無し											
			また、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	【砂質土: (25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土: (50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% 又は設計図書による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 築填は、1日の1箇所当りの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている場合は存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。	変更無し											
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: JIS A 1214(砂置換法) 【砂質土: (25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土: (50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% 又は設計図書による。	築填は、1,000m ³ に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m ³ に1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	※密度管理が不適当な土については、工事監督員の承認を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	変更無し											
			また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 築填は、1日の1箇所当りの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている場合は存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。	II-3-51 (II-3-51) ■填植の修正 △												
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: JIS A 1214(砂置換法) 【砂質土: (25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土: (50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% 又は設計図書による。	築填は、1,000m ³ に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m ³ に1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	※密度管理が不適当な土については、工事監督員の承認を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	変更無し											
			また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 築填は、1日の1箇所当りの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている場合は存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。	変更無し												
また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による			1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 築填は、1日の1箇所当りの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている場合は存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。	変更無し													
また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による			1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 築填は、1日の1箇所当りの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている場合は存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。	変更無し													
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: JIS A 1214(砂置換法) 【砂質土: (25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土: (50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% 又は設計図書による。	築填は、1,000m ³ に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m ³ に1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	※密度管理が不適当な土については、工事監督員の承認を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	変更無し												
		また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 築填は、1日の1箇所当りの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている場合は存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。	変更無し													
		また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 築填は、1日の1箇所当りの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている場合は存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。	変更無し													
		また、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 築填は、1日の1箇所当りの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている場合は存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。	変更無し													

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版							(旧) 令和5年10月版							頁																				
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)										新(旧)																				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認																	
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定(粘質土) ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による	<p>■【砂質土】■ 【路床】：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の92%以上(締めめ試験(JIS A 1210) A・B法) 【路床】：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の97%以上(締めめ試験(JIS A 1210) A・B法) ・最大乾燥密度の92%以上(締めめ試験(JIS A 1210) C・D・E法)。</p> <p>■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトリアキカピリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締めめ管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。</p>	<table border="1"> <tr> <th>面積(m²)</th> <th>500未満</th> <th>500以上1000未満</th> <th>1000以上</th> </tr> <tr> <th>測定点数</th> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上	測定点数	5	10	15	○	25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定(粘質土) ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による	<p>■【砂質土】■ 【路床】：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の92%以上(締めめ試験(JIS A 1210) A・B法) 【路床】：次の密度への締めめが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の97%以上(締めめ試験(JIS A 1210) A・B法) ・最大乾燥密度の92%以上(締めめ試験(JIS A 1210) C・D・E法)。</p> <p>■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトリアキカピリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締めめ管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。</p>	<table border="1"> <tr> <th>面積(m²)</th> <th>500未満</th> <th>500以上1000未満</th> <th>1000以上</th> </tr> <tr> <th>測定点数</th> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上	測定点数	5	10	15	○	II-3-54 (II-3-54) ■誤植の修正△
								面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上																							
								測定点数	5	10	15																							
								面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上																							
								測定点数	5	10	15																							
								ブルーフローリング	JIS A 1215	設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 本取り壊の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 本取り壊の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	変更無し																					
								平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の前で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の前で行う。	変更無し																				
								現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	111	111	111	変更無し																				
								含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トリアキカピリティが悪いとき。	必要に応じて実施。 (例) トリアキカピリティが悪いとき。	必要に応じて実施。 (例) トリアキカピリティが悪いとき。	変更無し																				
								コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	変更無し																				
たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284(ベンチマーク)	設計図書による。				変更無し																												
アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	3.0kg/m ³ 以下	工事開始前、各配合毎。	工事開始前、各配合毎。	工事開始前、各配合毎。	変更無し																												
混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント)	JIS R 5201 JIS R 5202	工事開始前、工事中1回/月以上。	工事開始前、工事中1回/月以上。	工事開始前、工事中1回/月以上。	変更無し																												
骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上及び産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、請負人が立ち会って確認する。	信頼できる試験機関において、請負人が立ち会って確認する。	変更無し																												
骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上及び産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、請負人が立ち会って確認する。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、請負人が立ち会って確認する。	変更無し																												
骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 飽和吸水率：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	II-3-57 (II-3-57) ■路基準類の改定に伴う変更 △																												
骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			変更無し																												
セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			変更無し																												
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			変更無し																												

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版							(旧) 令和5年10月版							頁					
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)														新(旧)	
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績等による確認		
28 コンクリートダム	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○	(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	28 コンクリートダム	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○	Ⅱ-3-58(Ⅱ-3-58) ■諸基準類の改定に伴う変更 △
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	変更無し											
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材： 粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときとは、3.0%以下 ■細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときは9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○	変更無し											
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	変更無し											
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○					Ⅱ-3-58(Ⅱ-3-58) ■諸基準類の改定に伴う変更 △						
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/リットル以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/リットル以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用する場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○					Ⅱ-3-58(Ⅱ-3-58) ■諸基準類の改定に伴う変更 △						
				回収水の場合：JIS A 5308附属書D	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラップ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○						Ⅱ-3-58(Ⅱ-3-58) ■諸基準類の改定に伴う変更 △					
28 コンクリートダム	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	28 コンクリートダム	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	変更無し
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	Ⅱ-3-59(Ⅱ-3-59) ■諸基準類の改定に伴う変更 △											
	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	変更無し											
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	Ⅱ-3-59(Ⅱ-3-59) ■諸基準類の改定に伴う変更 △												
		連続ミキサの場合：土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	○	変更無し														
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	変更無し											
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	変更無し											

(新) 令和6年10月版

(旧) 令和5年10月版

頁

II 土木工事施工管理基準

3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

新(旧)

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験時期・頻度, 概要, 試験成績表等による確認. Rows include concrete dam, concrete strength, and aggregate tests.

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験時期・頻度, 概要, 試験成績表等による確認. Rows include concrete dam, concrete strength, and aggregate tests, mirroring the new version but with updated references.

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版								(旧) 令和5年10月版								頁				
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)																新(旧)
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認			
29 重工コナクリト (NATM)	材料	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	29 重工コナクリト (NATM)	材料	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	変更無し		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。					○	II-3-63 (II-3-63) ■諸基準類の改定に伴う変更 △							
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上							○	変更無し						
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上							○	変更無し						
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性懸濁物質の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝縮時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。					○	II-3-63 (II-3-63) ■諸基準類の改定に伴う変更 △							
			回収水の水質試験	JIS A 5308 附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝縮時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。					○	II-3-63 (II-3-63) ■諸基準類の改定に伴う変更 △							
29 重工コナクリト (NATM)	製造 (ブライ)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	29 重工コナクリト (NATM)	製造 (ブライ)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	変更無し		
			ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。						○	II-3-64 (II-3-64) ■諸基準類の改定に伴う変更 △							
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。						○	II-3-64 (II-3-64) ■諸基準類の改定に伴う変更 △							
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。						○	変更無し						
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。						○	変更無し						
			29 重工コナクリト (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm				* 荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		○	29 重工コナクリト (NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
単位水量測定	付表9 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」	付表9 7(2)による。				1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3以上施工する場合は、2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	赤方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		○	変更無し										
コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	■現場練りコンクリートの場合： (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 ■レディーミクストコンクリートの場合： 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)				* 荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試験体 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個(σ7-3個、σ28-3個)とする。			○	II-3-65 (II-3-65) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○										
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下				コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。			○	変更無し										
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)				* 荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。			○	変更無し										
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107				設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			○	変更無し									
	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			○	変更無し												

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和6年10月版							(旧) 令和5年10月版							頁				
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)										新(旧)				
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
30 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性固形物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	材料	その他		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書 JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性固形物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	II-3-68 (II-3-68) ■諸基準類の改定に伴う変更 △
				回収水の場合：JIS A 5308附属書 JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○					II-3-68 (II-3-68) ■諸基準類の改定に伴う変更 △					
	製造(ワラフ)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和剤：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	製造(ワラフ)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和剤：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	変更無し	
					コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	II-3-68 (II-3-68) ■諸基準類の改定に伴う変更 △										
					コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	II-3-68 (II-3-68) ■諸基準類の改定に伴う変更 △										
					設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○					変更無し					
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	変更無し											
		JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	変更無し											
	30 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	変更無し		
				吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-6561-2010)	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工延長40mごとに1回	○					変更無し					
コンクリートの圧縮強度試験				JIS A 1108 土木学会基準 JSCE-F 561-2023	■現場練りコンクリートの場合： (a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 ■レディーミクストコンクリートの場合： 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工延長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7-3本、σ28-3本)とする。	○	II-3-69 (II-3-69) ■諸基準類の改定に伴う変更 △										
その他		スランプ試験	JIS A 1101	57φ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm 57φ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	○	変更無し											
			JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	○	変更無し											
			JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	○	変更無し											
			JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	○	変更無し											

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

4 出来形管理基準 (漁港)

(新)令和6年10月版

(旧)令和5年10月版

頁 新(旧)

5 基礎工 5-4 基礎ブロック工 1) 基礎ブロック 製作

5 基礎工 5-4 基礎ブロック工 1) 基礎ブロック 製作

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 基礎ブロック 製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm、-1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		
	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示		
	ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全 数		観察結果を報告		
2) 基礎ブロック 据付	法線に対する 出入り	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき 2ヶ所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
	隣接ブロック との間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき 2ヶ所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3cm以下	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき 2ヶ所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 基礎ブロック 製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm、-1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		
	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全 数		観察結果を報告		
2) 基礎ブロック 据付	法線に対する 出入り	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき 2ヶ所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
	隣接ブロック との間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき 2ヶ所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3cm以下	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき 2ヶ所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		

II-4-19(R)
(II-4-19(R))
■ 諸基準類の改定に伴う変更 ○